

定 款

株式会社 テセック

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社テセックと称し、英文では、T E S E C C o r p o r a t i o nと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器類の研究・開発および製造・販売
2. 電子機器類およびこれに関する技術・情報の売買
3. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都東大和市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権を受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または「定款」のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(基 準 日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または「定款」に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して行うものとする。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第21条 当会社は、取締役会の決議により、相談役、顧問各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案議案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または「定款」に定めるものほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は監査等委員と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または「定款」に定めるものほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第38条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第39条 当会社の期末配当基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間等)

- 第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払の金銭による配当には、利息を付けない。